

福祉有償運送利用案内・・・居宅支援クローバー

2007. 5. 1

●利用者

・障がい者(知的・身体・精神・障がい児)の方

※居宅介護(外出介護)等の福祉サービスと併用して福祉有償運送サービスを行います。

※居宅介護(外出介護)等の受給者証が必要です。(お持ちで無い方は取得していただきます。)

※平成19年5月現在は、新潟市の許可しかありませんので、新潟市在住の方に限ります。

※阿賀野市・新発田市の方については、現在申請中のため許可後のサービスとなります。

●料金・・・外出時の車を運転した距離を対象とします。

※居宅介護(外出介護)等の利用料とは別に福祉有償運送の利用料金を別請求します。



●料金表(距離間の端数は切り上げで算定)

乗車距離	社会福祉法人 とよさか福祉会
	運賃(40円/km)
2km	80円
3km	120円
5km	200円
10km	400円
20km	800円



福祉有償運送の主な特徴

- ・その地域で公共交通機関では不足している、または、福祉に専門性を有する移送を必要としている対象者がいると、設置された福祉有償運送協議会が認めた場合、申請を行うことが可能となる。
- ・事業者は営利を目的とせず、利用料金はタクシーの時間単価か距離単価の概ね1/2以下。
- ・利用対象者は、身体・知的・精神・発達障がい(新潟市の場合)、その他の疾病などにより、公共交通機関の利用が困難な方で、事業者が利用者として登録し、福祉有償運送対象者と協議会で認められたもの。障害手帳もしくは診断書による証明が必要。
- ・福祉有償運送許可を受けた市町村の住民のみが対象。他市町村住民は対象とできない。
(現在は新潟市のみ)
- ・運転する提供者は、二種免許を基準とするが、ない場合は、定められたカリキュラムにもとづいた研修(座学と教習所での講習)を修了した者で、協議会に認められた者。
(クローバーでは、ヘルパーが資格を持っています。)
- ・車両は利用者に身体障がい者がいない場合を除き、セダン車以外に福祉車両一台以上とします。協議会、陸運局に使用の登録と車両に表示が必要で、福祉有償運送を対象とする任意保険が義務づけられます。
- ・運営計画や運行記録や運転者点呼記録の整備。実施報告、監査の実施。事業所の運行管理者は資格者もしくはそのための研修が義務づけられます。
- ・福祉有償運送に関する低価格性などを謳った宣伝行為は行わない。他、様々な決まりがあります。

申し込み・問合せ先

社会福祉法人とよさか福祉会 豊栄福祉交流センター

〒950-3323 新潟市北区東栄町1丁目1番49号

TEL 025-384-1112 (代) E-mail clover@ai.wakwak.com

FAX 025-387-4753

URL <http://park3.wakwak.com/~clover/>

クローバー